

令和8年度 第2回 盛岡市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年5月20日(水曜日) 午前10時00分から10時44分まで

2. 開催場所 盛岡市役所都南分庁舎 4階 大会議室

3. 出席農業委員 19名中 16名

1番 大崎 長市	2番 熊谷 佐市	3番 藤原 栄作
4番 下村 隆光	5番 鈴木 昭彦	6番 齊藤 英則
8番 原 弥福	10番 才川 洋子	11番 石川 始
12番 藤川 治	13番 工藤 啓子	14番 藤澤 みどり
16番 岩崎 隆	17番 袴田 敦子	18番 嵯峨 忠志
19番 北田 晴男		

4. 欠席農業委員 3名

7番 高橋 志洋	9番 中村 久和	15番 吉田 晃
----------	----------	----------

5. 事務局職員 6名

事務局長	小原 輝司	事務局長補佐	竹澤 伸也
副主幹兼業務係長	吉田 久仁子	主任主査	小綿 久徳
主事	成田 大輝	主事	鈴木 優杏

6. 議事日程

日程第1 議事録署名人及び書記の指名

日程第2 報告事項

日程第3 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

日程第4 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

日程第5 議案第8号 農用地利用集積等促進計画案の作成に対する意見決定について

日程第6 議案第9号 相続税の納税猶予の継続に関する引き続き農業経営を行っている等の証明願に対する可否決定について

日程第7 議案第10号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

7. 会議の概要

事務局

(小原 輝司 事務局長)

ただ今から令和8年度第2回盛岡市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、農業委員19名中16名の出席ですので、会議は成立しておりますことを御報告いたします。なお7番 高橋 志洋 委員、9番 中村 久和 委員、15番 吉田 晃 委員からは欠席届が提出されております。

議長につきましては、盛岡市農業委員会会議規則第9条の規定により会長が務めることとなっておりますので、以後の進行は北田会長にお願いいたします。

(北田晴男会長、議長席に着席)

議長
(北田晴男会長)

それでは議事に入ります。本日の議事については、あらかじめ配付しております議事日程にしたがって進めますので、よろしくお願いいたします。

日程第1 議事録署名人及び書記の指名

議長
(北田晴男会長)

議事日程第1 議事録署名人及び書記の指名ですが、盛岡市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、私の方から指名することに御異議ございませんか。

「(異議なし)の声あり」

議長
(北田晴男会長)

異議がないようですので議事録署名人には、議席番号3番 藤原 栄作 委員、4番 下村 隆光 委員、書記には事務局 吉田 久仁子 副主幹兼業務係長、農地係 成田 大輝 主事 を指名します。

日程第2 報告事項

議長
(北田晴男会長)

議事日程第2 報告事項 議案の審議に入る前に、事務局から報告事項と本日の提出議案総括の説明をお願いいたします。

事務局
(小原輝司事務局長)

それでは事務局において、専決処分いたしました案件につきまして、ご報告を申し上げますので、お手元にお配りしてあります「報告事項」についての資料と「報告事項総括表」をご覧願います。なお報告第5号から第8号につきましては、いずれも令和8年4月14日から令和8年5月12日までに届出があったものでございます。

最初に1ページから6ページ報告第5号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動の届出でございますが、件数12件、合計面積で44,510.84㎡でございます。事由は相続が10件、放棄が2件となっております。

次に7ページから9ページ報告第6号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてでございますが、件数で6件、合計面積で2,993㎡でございます。転用目的は一般住宅が5件、サービス業施設が1件となっております。

次に10ページから13ページ報告第7号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出についてでございますが、件数で9件、合計面積で5,609㎡でございます。転用目的は一般個人住宅が7件、道路用地が1件、サービス業施設が1件となっております。

次に14ページから15ページ報告第8号、農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借合意解約の届出についてでございますが、件数で5件、合計面積で29,284㎡でございます。解約の理由は、全て耕作目的となっております。なお離作補償はありません。

次に本日の総会にご提案申し上げております農地法関連の議案の総括につきまして、ご説明を申し上げます。それでは「提出議案総括表」をご覧ください。まず農地法第3条に係るもの14件60,877㎡、農地法第5条に係るもの4件2,580.83㎡。地目別では田が11件30,882㎡、畑が7件32,575.83㎡。合わせまして18件63,457.83㎡となっております。以上よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長
(北田晴男会長)

ただ今の事務局説明に質問、意見のある方は挙手の上、発言願います。
なお、発言の際は、議席番号と氏名をお願いします。ございませんか。

(齊藤英則委員)

報告事項の中に持分放棄というものがありますが、これは実際に持ち主が相続をしないということで、今後この持ち主が亡くなった場合が想定された際、放棄した場合はどのようなようになるのでしょうか。

事務局
(成田大輝主事)

今回の持分放棄の案件ですが、最初の段階で複数人で相続したものの、相続した内の一部の方が持分を放棄するというので、持分をまとめて集中させるような案件でございます。今後の話の御質問でしたが、現在持分を所有している方が相続放棄ということになれば、所有者不明農地という制度がございます。これは所有者がいらっしゃらない場所について探索をし、いないということになれば耕作意欲のある方に中間管理機構を通じて貸し付ける制度です。所有者不明になった場合においても、中間管理事業の中で貸し付けられます。

(齊藤英則委員)

分かりました。

議長
(北田晴男会長)

ほかに、ございませんか。

「(なし)の声あり」

議長
(北田晴男会長)

なしということで、報告事項を終わらせていただきます。
ただ今から議案の審議に入ります。

日程 第3 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定
について

議長
(北田晴男会長)

議事日程第3 議案第6号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。

農地法第3条第1項の規定により、次のとおり許可申請があったので、可否の決定を求める。

地区調査会の報告をお願いします。

番号1と2 旧盛岡 地区調査会お願いします。

地区調査会報告

番号1と2/旧盛岡 地区調査会(17番:袴田 敦子 委員)

旧盛岡地区調査会は18日、4名で協議いたしました。番号1三ツ割一丁目登記簿は畑、現況は樹園地で計9筆の農地です。●●●●さんが孫の●●●●さんに貸借するという案件です。令和8年3月18日に盛岡市農政課より、新規就農する孫の●さんと面談して欲しいと依頼があったため、当調査会は面談をして新規就農者として問題ないと判断いたしました。祖父母が高齢なので、農業経営を維持するために農地を耕作すると本人が申し出ておりますので、何ら問題ないと判断いたしました。番号2は三ツ割久保屋敷で登記簿、現況とも畑で計3筆です。祖母の●●●●さんの農地を●●●●さんが借りて耕作するというので、1番と同じ内容でございます。どうぞ御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長
(北田晴男会長)

番号3 厨川 地区調査会お願いします。

地区調査会報告

番号3/厨川 地区調査会(6番:齊藤 英則 委員)

厨川地区調査会は19日、本件に関して協議しました。土淵字北野5,308㎡は盛岡の西端で、出っ張っているところです。●●●●さんの父である●●●●さんが所有者の●●●●さんから借りていたものを、息子に借り換えるという内容でございます。何ら問題はないので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長
(北田晴男会長)

番号4 太田 地区調査会お願いします。

地区調査会報告

番号4/太田 地区調査会(2番:熊谷 佐市 委員)

太田地区調査会は15日、5名全員出席で審議を行いました。猪去一本木で現況は畑の2筆でございます。●●●●さんが高齢になり経営が難しくなったため、隣で作付けしている●●●●さんに買取りを打診したところ、快諾していただいたため、この度の売買となりました。周辺地域を調査いたしました。特に支障はなく今後も良好な耕作が見込まれますので、太田地区調査会としては許可相当と判断いたしました。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長
(北田晴男会長)

番号5 飯岡 地区調査会お願いします。

地区調査会報告

番号5/飯岡 地区調査会 (10番:才川 洋子 委員)

飯岡地区調査会は17日、全員出席で審議しました。下飯岡2地割の570㎡で現況は畑ですが、耕すということです。所有者の●●●●さんともう1人は県外におり、全部手放したい意向です。●●さんは既に隣接する住居に居住しており、畑と宅地を一体で買い取るとのことです。調査会としては農地を継いでいただけるのは良いことだと判断いたしました。審議のほどよろしく願いいたします。

議長
(北田晴男会長)

番号6と7 乙部 地区調査会お願いします。

地区調査会報告

番号6と7/乙部 地区調査会 (5番:鈴木 昭彦 委員)

乙部地区調査会は17日、全員出席で審議を行いました。6番の手代森7地割地目は田となっていますが、現況は畑で1,482㎡でございます。●●●●さん所有の土地を●●●●さんへ有償で譲渡する案件です。従前より●●さんが耕作しておりましたが、●●さんが高齢になり購入を打診されたため、今回の案件が申請されました。売買総額が1万円ということで大変安いのですが確認したところ、長年耕作していただいたので無償でも良いとの意向でしたが、●●さんが有償でということで1万円という価格で買い取ることにした事情がありました。調査会としては何ら問題はないと判断いたしました。番号7の乙部26地割の田4,530㎡ですが、東京在住の●●●●さんが津志田の●●●●さんに有償で譲渡する案件です。●●さんは昨年に相続を受けて所有者になったのですが、遠隔地に居住しており農業はできませんでした。父の代から法人となんへ委託をしていることから、農地の近くの方が仲介してくださったとのことです。●●さんは農業経営をしておりますが勤務もしており、今回の土地は当面法人となんに委託する可能性もありますが維持管理して行くとのこと、問題ないと判断いたしました。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長
(北田晴男会長)

番号8から13 渋民 地区調査会お願いします。

地区調査会報告

番号8から13/渋民 地区調査会 (16番:岩崎 隆 委員)

渋民地区調査会は18日、5人で行いました。8番の田7筆は親戚関係の貸借で、借受人はこれまでもしっかり耕作管理しておりますので、許可相当と判断いたしました。9番から13番までにつきましては、農地の交換や売買の案件です。農地の耕作自体は、今回の申請者たちで構成されております法人が行って

おり、区画整理を行った際に飛び地として残った農地を交換や売買することによって、今後所有者が相続等で変わっても誰でも分かりやすくするために、このように交換や売買で農地をやり取りすると聞いております。調査会としては、許可相当と判断いたしました。審議をお願いいたします。

議長
(北田晴男会長)

番号14 玉山・藪川 地区調査会お願いします。

地区調査会報告

番号14/玉山・藪川 地区調査会 (11番:石川 始 委員)

玉山・藪川地区調査会は19日、提出議案について聞き取りと現地調査を行いました。玉山字大二子の畑7,763㎡を●●●●さんが●●●●さんに売り渡すということです。二人はいとこ同士です。昔は●●さんの農地だったようですが、事情により●●さんに渡ったそうです。●●さんは高齢になり耕作には不便だということで、以前の持ち主に戻す形になったとのことでした。農地は●●さんの家の前であり、70歳を過ぎていますが大丈夫だと申しておりますので、調査会としては許可相当と判断いたしました。審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長
(北田晴男会長)

ただ今の議案について、質問、意見はありませんか。

「(なし)の声あり」

議長
(北田晴男会長)

質問、意見ともないようですので、議案第6号は許可することに御異議ございませんでしょうか。

「(異議なし)の声あり」

議長
(北田晴男会長)

異議なしと認め、議案第6号は、許可することと決定します。

日程 第4 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議長
(北田晴男会長)

議事日程第4 議案第7号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。

農地法第5条第1項の規定により、次のとおり許可申請があったので、可否の決定を求める。

地区調査会の報告をお願いします。

審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に係る案件が1件含まれていることから、●番 ●●委員の発言を停止します。●●委員の退席をお願いします。

(●●委員、退室)

議長
(北田晴男会長)

事務局から説明をお願いします。

事務局
(成田大輝主事)

今月の「農用地利用集積等促進計画案」につきましては、利用権設定の一括方式が43件、所有権移転が6件となっております。

議案書の9ページから28ページまでは、所有者から岩手県農業公社へ農地を貸し付けることと、農地を借り受けた岩手県農業公社が「認定農業者等」の耕作者へ利用権を設定することを一括で行う「一括方式」の案件となります。29ページから32ページまでは所有権移転の案件で、利用目的、売買価格、支払方法は議案書のとおりです。

本日の議案につきましては、岩手県農業公社が作成した促進計画について、盛岡市長から意見を求められているもので、計画についての意見等がなければ県の告示を経て、本計画案に対する契約が正式に成立します。

説明は以上となりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
(北田晴男会長)

ただ今の説明について、質問、意見はありませんか。

「(なし)の声あり」

議長
(北田晴男会長)

質問、意見ともないようですので、議案第8号は、可とすることに御異議ございませんでしょうか。

「(異議なし)の声あり」

議長
(北田晴男会長)

異議なしと認め、議案第8号は、可とすることと決定します。

●番 ●●委員の発言の停止を解除しますので、入室をお願いします。

(●●委員、入室)

日程第6 相続税の納税猶予の継続に関する引き続き農業経営を行っている等の証明願に対する可否決定について

議 長
(北 田 晴 男 会 長)

議事日程第6 議案第9号 「相続税の納税猶予の継続に関する引き続き農業経営を行っている等の証明願に対する可否決定について」を上程いたします。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明願が次のとおり提出されたので、可否の決定を求める。

地区調査会の報告をお願いします。

番号1 厨川 地区調査会をお願いします。

地区調査会報告

番号1 / 厨川 地区調査会 (6番: 齊藤 英則 委員)

●●●●さんは大変多くの農地を耕作しており、納税猶予に関して全く問題は無いと判断いたしました。

番号2 太田 地区調査会をお願いします。

地区調査会報告

番号2 / 太田 地区調査会 (2番: 熊谷 佐市 委員)

●●●●さんの農地の耕作状況調査のため、現地確認を行いました。その結果、耕作されていることを確認いたしましたことから、地区調査会としては特に問題なしと判断しております。審議のほどよろしくお願いたします。

議 長
(北 田 晴 男 会 長)

ただ今の報告について、質問、意見はありませんか。

「(なし)の声あり」

議 長
(北 田 晴 男 会 長)

質問、意見ともないようですので、議案第9号は可とすることに御異議ございませんでしょうか。

「(異議なし)の声あり」

議 長
(北 田 晴 男 会 長)

異議なしと認め、議案第9号は可と決定します。

日程 第7 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

議 長
(北 田 晴 男 会 長)

議事日程第7 議案第10号 「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を上程いたします。

令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施

状況の公表について、別紙のとおりとする。

事務局から説明をお願いします。

事務局

(吉田 久仁子 副主幹兼
業務係
長)

令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表につきまして、資料に沿ってご説明いたします。これは令和7年4月の令和7年度第1回総会で決定された、令和7年度の最適化活動の目標の設定に対する実績の公表内容となります。

最初に1ページ目のⅠ農業委員会の状況でございます。令和7年4月1日現在の農業委員と農地利用最適化推進委員の体制と、農家・農地等の数値でございまして、変更等はございません。続いて2ページ目のⅡ最適化活動の実施状況でございます。1最適化活動の成果目標(1)農地の集積について、①の現状及び課題については、令和6年度末の集積目標は4,011haで、令和6年度末での集積率は47.8%となっております。この目標についての実績は、昨年度末に皆様に御協力いただきました「担い手の農地利用集積状況調査」から転記した数値となっております。具体的には資料の実績欄のとおりでございますが、令和7年度末の累計集積面積は4,010ha、令和6年度末から令和7年度末までマイナス1haとなっておりますが、こちらは新規集積面積のフローを表すものとなっております。耕地面積が令和6年度末8,390haであったものが令和7年度末8,370haで、20ha減少しております。昨年度末の集積状況調査において、担い手の経営体に減少等がございまして、それに伴い③実績の今年度末の集積面積の累計が減少したというものでございます。その関係で、①これまでの集積面積の4,011haから③の集積面積の4,010haのフローを表す数値として、今年度の新規集積面積はマイナス1haになったということでございます。これは県の数値の転記となっております。集積率につきましては昨年度末47.8%であったものが皆様の御協力により、47.9%となって上がっております。それに伴い目標に対する達成状況は90.1%でございます。農業委員会の点検結果は「目標に対してやや下回る結果」となったものでございます。

続きまして資料2ページ(2)遊休農地の発生防止・解消について御覧ください。①現状及び課題は、前年度の総会時の数値でございます。②目標について既存遊休農地の解消のうち、a緑区分の遊休農地の解消目標面積は0.54haです。次のページ③実績につきまして既存遊休農地解消の緑区分の遊休農地の解消につきましては、目標として令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地2.7haを5年間で解消する目標となっておりますので、その5分の1の面積0.54haが令和7年度分の解消目標面積です。実績は目標を大きく上回る0.9haの解消に至りましたので、目標に対する達成状況は166.67%となります。イ新規発生遊休農地の解消につきまして、前年度である令和6年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積が0.9haで、実績は目標のとおり0.8haの解消に至っております。以上のことから、農業委員会の点検結果としては「緑区分の遊休農地は解消目標面積を上回ることができたが、黄区分の遊休農

地の解消については、基盤整備の可能性を勘案しながら、引き続き解消に向けて取り組みを行っていく必要がある」としております。

ここで資料の修正をお願い申し上げます。④農地利用状況調査の実施時期の令和7年7月、こちらは正しいのですが取りまとめ時期は令和8年ではなく、令和7年11月でございます。お手数をお掛けし申し訳ございません。

続きまして(3)新規参入の促進を御覧ください。①現状及び課題、②目標については、前年度の総会時の数値です。目標につきましては、令和3年度から令和5年度までの権利移動面積の平均の1割以上の数値を新規参入者への貸付等において、農地所有者の同意を得た上で公表することになっております。そのため目標は3年間の平均面積230haの1割23.0haを目標とし、結果については次のページ③の実績の欄ですが、新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積は7.91ha、目標に対する達成状況は34.4%でございます。点検結果といたしましては、新規参入者への貸付等について昨年度に引き続き行うことができた、としております。

次に2最適化活動の活動目標についてです。令和4年の農林水産省経営局農地政策課長通知で、農業委員会と推進委員等の最適化活動の点検評価を行うこととされました。これは農地の集積、緑区分の遊休農地の解消、新規参入の促進の3項目に対する活動実績に加え、農業委員会は活動強化月間の実施回数と新規参入相談会への推進委員等の参加人数を、推進委員等は月当たりの最適化活動年間平均日数、日数目標に対する年間平均日数の達成状況をそれぞれ点数化し、各項目の評価点の合計点で4つの評語に区分して評価することになっております。推進委員等の皆様が行います最適化活動については、月10日を目標とさせていただいているところでございますが、(2)活動強化月間の設定と(3)新規参入相談会への参加につきましては、委員の皆様の御協力のもと、農地パトロールや個別の確認、8月と1月の新農業人フェアへの御協力により、すべて目標を達成しております。大変ありがとうございました。これらの活動を通じて「目標の達成状況の評語」は合計点17点中11点となり、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」ものです。農地の集積・緑区分の遊休農地の解消・新規参入の促進の3項目の成果目標に対する実績と最適化活動日数目標の実績の評価点を合計した結果は、表のとおりでございます。この資料にはございませんが皆様方から毎月御提出をいただいております最適化記録簿の平均日数について、口頭で御報告申し上げます。平均で3.12日となっており、月13日以上が1人、月8日以上12日以下が6人、月6日以上7日以下が3人、月6日未満が34人となっております。月10日という厳しい目標を達成することはできませんでしたが、昨年度の酷暑、度重なる獣害への対応等でお忙しいところ活動いただき、ありがとうございました。実績といたしましては資料5ページの、推進委員等の点検評価結果に反映させていただきました。農業委員会の活動の点数と各々の日数目標の達成状況を足した結果になりますが、期待を大幅に上回る方が1人、期待を上回る方が2人、期待どおりの方が4人、期待をや

や下回る方が37人という結果となっております。

資料6 ページのⅢ事務の実施状況に進みます。1 総会、部会の開催実績については、総会を毎月開催いたしました。2 農地法第3条に基づく許可事務については1年間で85件の申請を審議・許可しており、3 農地転用に関する事務についても1年間で22件の申請を審議・許可しておりました。4 違反転用への対応については、過去に新規発生した案件へ是正指導を3回の対応を行いました。3 農地転用に関する事務は盛岡市の場合、農地法第4条第1項の市町村指定並びに地方自治法180条に基づきという2つに該当するものです。

以上が農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についての説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長
(北 田 晴 男 会 長)

説明が終わりました。皆様方から質問、意見ございますでしょうか。

「(なし)の声あり」

議 長
(北 田 晴 男 会 長)

質問、意見ともないようですので、議案第10号は提案どおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

「(異議なし)の声あり」

議 長
(北 田 晴 男 会 長)

異議なしと認め、議案第10号は提案どおり決定します。

以上をもちまして、議事にかかる全ての審議を終了しました。

令和8年度第2回盛岡市農業委員会総会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

閉会 10:44 終了

(北田晴男会長、議長席より退席。)

この議事録は事務局 副主幹兼業務係長 吉田 久仁子、主事 成田 大輝 が記録した。

盛岡市農業委員会会議規則第34条の規定により、ここに署名する。

会 長 北田 晴男

議事録署名人（3番） 藤原 栄作

議事録署名人（4番） 下村 隆光